

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月13日
【四半期会計期間】	第70期第2四半期（自平成29年10月1日至平成29年12月31日）
【会社名】	澁谷工業株式会社
【英訳名】	SHIBUYA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 弘利
【本店の所在の場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076) 262 - 1201 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076) 262 - 1201 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第2四半期 連結累計期間	第70期 第2四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日
売上高 (百万円)	39,940	46,203	91,642
経常利益 (百万円)	3,298	4,077	9,079
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,252	2,876	6,638
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,792	3,162	7,450
純資産額 (百万円)	47,523	54,372	51,763
総資産額 (百万円)	99,180	105,626	105,931
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	81.42	103.96	239.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	47.9	51.5	48.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,002	45	7,457
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,010	245	3,976
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,478	1,826	3,236
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	12,792	17,025	18,503

回次	第69期 第2四半期 連結会計期間	第70期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	79.34	74.31

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、アメリカ経済の成長を軸とした世界経済の拡大基調のもと、好調な企業業績、堅調な設備投資、さらに雇用環境の改善による個人消費の持ち直しの動きが見られるなど、好調裡に推移しました。

このような状況のなか、当社グループの当第2四半期連結累計期間の売上高は462億3百万円（前年同期比15.7%増）、営業利益は38億75百万円（前年同期比32.6%増）、経常利益は40億77百万円（前年同期比23.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は28億76百万円（前年同期比27.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しており、前年同期の情報については、変更後の区分に基づき作成したものを記載しております。

[セグメント別の売上高]

(単位：百万円)

セグメントの名称	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	対前年同期比
			%
パッケージングプラント事業	21,899	25,303	+ 15.5
（酒類用プラント）	(1,612)	(1,143)	(29.1)
（食品用プラント）	(13,805)	(17,171)	(+ 24.4)
（薬品・化粧品用プラント）	(4,976)	(6,083)	(+ 22.2)
（その他）	(1,505)	(905)	(39.8)
メカトロシステム事業	11,565	13,029	+ 12.7
農業用設備事業	6,475	7,870	+ 21.5
合 計	39,940	46,203	+ 15.7

(パッケージングプラント事業)

パッケージングプラント事業の売上高は、酒類用プラントは減少したものの、食品用プラントは設備の老朽化更新や集約化を目的とした国内の調味料メーカーへの納入が増加し、また薬品・化粧品用プラントはバイアル・アンブル充填ラインなど国内の製薬メーカーへの納入が増加したことから、前年同期に比べ増加しました。

その結果、連結売上高は253億3百万円（前年同期比15.5%増）、営業利益は36億3百万円（前年同期比41.1%増）となりました。

(メカトロシステム事業)

メカトロシステム事業の売上高は、医療機器は微減となったものの、切断加工機は小幅に増加し、半導体製造装置は中国・韓国向けが好調で大きく増加したことから、前年同期に比べ増加しました。

その結果、連結売上高は130億29百万円（前年同期比12.7%増）と増収となりましたが、損益面については、特に医療機器において、海外市場の拡販を目的として戦略的な価格設定を行ったことや品質管理向上のためのコストが高んだことから、営業利益は2億40百万円（前年同期比47.5%減）と減益となりました。

(農業用設備事業)

農業用設備事業の売上高は、柑橘類向け選果選別プラントは微増であったものの、野菜類向けおよび落葉果樹類向け選果選別プラントが増加したことから、前年同期に比べ増加しました。

その結果、連結売上高は78億70百万円（前年同期比21.5%増）、営業利益は10億75百万円（前年同期比24.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、45百万円の資金増加（前年同期は20億2百万円の資金減少）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が39億78百万円となり、前受金の減少額12億36百万円、たな卸資産の増加額36億38百万円、未払金及び未払費用の減少額19億円、法人税等の支払額20億円による資金減少があったものの、非資金項目である減価償却費10億6百万円、売上債権の減少額5億92百万円、仕入債務の増加額19億18百万円、未払消費税等の増加額4億96百万円などによる資金増加があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2億45百万円の資金増加（前年同期は20億10百万円の資金減少）となりました。これは主に、投資有価証券の売買による資金収支が9億8百万円の収入増となり、有形固定資産の取得による支出が6億69百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、18億26百万円の資金減少（前年同期は14億78百万円の資金減少）となりました。これは主に、長期借入金の約定弁済および配当金の支払によるものであります。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より14億77百万円減少し170億25百万円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を中長期的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社が、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、経験やノウハウに基づく高い技術、独自の経営管理システム、優秀な人材の確保・育成と企業風土、取引先等との信頼関係、および健全な財務体質を今後も維持し、発展させていくことが必要不可欠であり、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的かつ持続的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

それ故、当社としては、上述の類型を含む当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると思料しております。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、企業価値・株主共同の利益の向上に向けて、数年内に連結売上高1,000億円を達成することを目標としております。

この目標達成のための成長戦略として、「シブヤ上げ潮戦略」を推進しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめ取引先・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上での会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため必要不可欠であると考えており、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針（株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務、株主との対話）」に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

当社取締役会は、会社の業務執行および経営全般の監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、意思決定を行っております。当社は、独立性のある社外取締役1名を選任しており、社外取締役は、取締役会において、当社の経営の成果および業務執行を担当する取締役の活動状況を評価し、全ての株主共同の利益の観点から、経営の方針や経営改善についての助言および会社と支配株主との利益相反等の監督を行っております。当社取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性を考え、シブヤグループが果たすべき社会的責任に関する基本方針（コンプライアンス・ガイド）を定め、役員および従業員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら、社会の持続可能な発展とシブヤグループの企業価値の向上を図っております。加えて、経営活動を効率的に行うための協議機関として、業務執行取締役で構成する経営会議を設置しており、経営会議の運営については事案ごとに十分な議論を尽くす機会として定期的に行っております。

当社監査役会は、監査役5名のうち、4名を社外監査役（うち独立社外監査役3名）としており、監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、豊富な経験・見識から、積極的に経営に係わる助言および提言を行っております。

なお、当社は、すべての取締役および監査役が、その役割および機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界の状況、法令遵守、コーポレート・ガバナンス、事業および組織、財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、その職務執行を支援しております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成28年8月29日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下「信託型ライツ・プラン」といいます。）を更新（再導入）することを決議し、信託型ライツ・プランの一環として、第四回信託型ライツ・プラン新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）50,000,000個を平成28年9月30日付で無償で発行し、その全てを三井住友信託銀行株式会社（以下「信託銀行」といいます。）に割り当てることについて、同年9月28日開催の第68回定時株主総会において承認されました。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させることのある新株予約権を信託の受託者である信託銀行に対し予め発行し、買収者が出現した時点の当社を除く株主全員がこれを取得できるようにしておくことで、株主のために時間や情報を確保し、また株主のために当社が買収者と交渉すること等が可能となるようにしておく仕組みであります。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として所定の手続に従って確定される当社を除く株主全員に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて本新株予約権を交付することになります。信託型ライツ・プランの更新に伴い発行された本新株予約権は、これを行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができます。本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円としております。

本新株予約権は、原則として、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）（以下「特定大量保有者」といいます。）になったことを示す公表がなされた日から10日間が経過したとき、または、(イ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）（以下「特定大量買付者」といいます。）となる公開買付け開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。）のいずれにも該当しない者のみが、これを行使することができます。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を延期することもできます。

すなわち、本新株予約権の権利発動事由が発生し、本新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、原則として、他の株主による本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を受ける可能性があります。

上記に加え、本新株予約権には、当社が当社株式と引換えに本新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されており、当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、当該買収に関し、(i)所定の脅威が存しな

いと認められる場合若しくは脅威が存在するものの本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない認められる場合、または(ii)当社取締役会が提示若しくは賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が一定の条件を充足する場合に該当することにより本新株予約権の行使が認められない場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および信託銀行以外の者の有する本新株予約権のうち未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができることとされています。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性のある当社の社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置しております。特別委員会が、新株予約権細則に定められた手続に従い、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足、本新株予約権の取得等について決定し当社取締役会に対する勧告を行った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行うものとされています。

本新株予約権の行使期間は、原則として平成28年9月30日から平成31年9月30日までの3年間とされています。

なお、信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされます。株主が、当社所定の新株予約権行使請求書等を所定の行使請求の受付場所に提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることとなります。仮に、株主がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません)。

具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

上記の(a)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、信託型ライツ・プランは、上記の(b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されるものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て更新されるものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置され、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足および本新株予約権の取得等に関する決定に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができることとされていること、有効期間が約3年と定められた上、取締役会がいつでも本新株予約権を無償で取得し、信託型ライツ・プランを廃止できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6億67百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,149,877	28,149,877	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	28,149,877	28,149,877	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日	-	28,149	-	11,392	-	9,842

(6) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
公益財団法人澁谷学術文化スポーツ振興財団	石川県金沢市大豆田本町甲58番地	2,362	8.39
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,700	6.04
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	1,600	5.68
株式会社北國銀行	石川県金沢市広岡2丁目12番6号	1,315	4.67
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,280	4.55
澁谷工業取引先持株会	石川県金沢市大豆田本町甲58	1,219	4.33
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	1,120	3.98
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	1,000	3.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	928	3.30
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	925	3.29
計	-	13,452	47.79

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 481,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,647,000	276,470	-
単元未満株式	普通株式 21,377	-	-
発行済株式総数	28,149,877	-	-
総株主の議決権	-	276,470	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 澁谷工業株式会社	金沢市大豆田本町甲58番地	481,500	-	481,500	1.71
計	-	481,500	-	481,500	1.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）および第2四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,689	17,211
受取手形及び売掛金	33,074	32,491
製品	272	328
仕掛品	8,495	11,723
原材料及び貯蔵品	2,129	2,494
繰延税金資産	615	675
その他	2,232	1,419
貸倒引当金	6	8
流動資産合計	65,502	66,336
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,736	16,287
機械装置及び運搬具（純額）	2,077	2,000
土地	11,270	11,248
建設仮勘定	291	362
その他（純額）	1,053	940
有形固定資産合計	31,429	30,840
無形固定資産		
のれん	770	653
その他	318	344
無形固定資産合計	1,089	997
投資その他の資産		
投資有価証券	4,581	4,090
長期貸付金	8	7
退職給付に係る資産	2,500	2,526
繰延税金資産	133	138
その他	725	721
貸倒引当金	38	34
投資その他の資産合計	7,910	7,451
固定資産合計	40,428	39,289
資産合計	105,931	105,626

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,871	26,798
短期借入金	2,494	2,312
未払法人税等	2,034	1,177
未払費用	4,760	2,891
賞与引当金	339	352
受注損失引当金	47	53
製品保証引当金	91	90
その他	5,825	4,878
流動負債合計	40,466	38,555
固定負債		
長期借入金	6,446	5,363
退職給付に係る負債	6,421	6,500
役員退職慰労引当金	312	321
繰延税金負債	367	388
その他	153	125
固定負債合計	13,700	12,698
負債合計	54,167	51,253
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,392	11,392
資本剰余金	10,358	10,358
利益剰余金	31,479	33,802
自己株式	434	436
株主資本合計	52,794	55,116
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	421	614
繰延ヘッジ損益	1	9
為替換算調整勘定	12	27
退職給付に係る調整累計額	1,472	1,390
その他の包括利益累計額合計	1,037	757
非支配株主持分	6	12
純資産合計	51,763	54,372
負債純資産合計	105,931	105,626

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
売上高	39,940	46,203
売上原価	32,277	37,304
売上総利益	7,662	8,899
販売費及び一般管理費	4,739	5,023
営業利益	2,923	3,875
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	33	29
投資有価証券売却益	113	196
持分法による投資利益	2	2
固定資産賃貸料	11	6
為替差益	181	53
その他	111	36
営業外収益合計	459	331
営業外費用		
支払利息	50	38
投資有価証券売却損	1	54
租税公課	20	21
その他	11	15
営業外費用合計	84	129
経常利益	3,298	4,077
特別利益		
固定資産売却益	1	29
投資有価証券売却益	0	-
補助金収入	10	-
特別利益合計	12	29
特別損失		
固定資産処分損	45	121
その他	-	6
特別損失合計	45	128
税金等調整前四半期純利益	3,265	3,978
法人税、住民税及び事業税	1,032	1,254
法人税等調整額	20	159
法人税等合計	1,012	1,095
四半期純利益	2,252	2,883
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	6
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,252	2,876

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益	2,252	2,883
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	388	192
繰延ヘッジ損益	11	10
為替換算調整勘定	75	14
退職給付に係る調整額	86	82
その他の包括利益合計	539	279
四半期包括利益	2,792	3,162
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,792	3,156
非支配株主に係る四半期包括利益	0	6

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,265	3,978
減価償却費	918	1,006
のれん償却額	143	117
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	65	64
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	108	106
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4	9
貸倒引当金の増減額(は減少)	37	2
賞与引当金の増減額(は減少)	2	13
受注損失引当金の増減額(は減少)	35	5
受取利息及び受取配当金	39	35
支払利息	50	38
持分法による投資損益(は益)	2	2
投資有価証券売却損益(は益)	112	141
売上債権の増減額(は増加)	440	592
前受金の増減額(は減少)	1,334	1,236
たな卸資産の増減額(は増加)	3,740	3,638
仕入債務の増減額(は減少)	553	1,918
前渡金の増減額(は増加)	329	259
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	2,197	1,900
未払又は未収消費税等の増減額	1,320	496
その他	317	400
小計	832	2,049
利息及び配当金の受取額	37	34
利息の支払額	50	37
法人税等の支払額	1,156	2,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,002	45
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	136	136
定期預金の払戻による収入	136	136
投資有価証券の取得による支出	903	3,128
投資有価証券の売却による収入	708	4,037
有形固定資産の取得による支出	1,778	669
有形固定資産の売却による収入	1	57
無形固定資産の取得による支出	31	112
その他	7	61
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,010	245

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	349	300
短期借入金の返済による支出	489	300
長期借入金の返済による支出	1,053	1,265
自己株式の増減額(は増加)	0	1
配当金の支払額	276	552
その他	8	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,478	1,826
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,320	1,477
現金及び現金同等物の期首残高	18,113	18,503
現金及び現金同等物の四半期末残高	12,792	17,025

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第2四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	-	178百万円
支払手形	-	6

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
旅費交通費	359百万円	376百万円
役員報酬	555	605
給料	1,256	1,277
貸倒引当金繰入額	0	1
賞与引当金繰入額	61	67
退職給付費用	96	92
役員退職慰労引当金繰入額	4	10

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	12,979百万円	17,211百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	186	186
現金及び現金同等物	12,792	17,025

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成28年7月1日至平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年9月28日 定時株主総会	普通株式	276	10	平成28年6月30日	平成28年9月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年2月9日 取締役会	普通株式	415	15	平成28年12月31日	平成29年3月16日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成29年7月1日至平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年9月26日 定時株主総会	普通株式	553	20	平成29年6月30日	平成29年9月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年2月8日 取締役会	普通株式	553	20	平成29年12月31日	平成30年3月16日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成28年7月1日至平成28年12月31日)
 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	パッケージ ングプラ ント事業	メカトロ ンシステム 事業	農業用設備 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	21,899	11,565	6,475	39,940	-	39,940
セグメント間の内部売上高 又は振替高	357	251	145	754	754	-
計	22,257	11,817	6,620	40,695	754	39,940
セグメント利益	2,553	457	867	3,878	955	2,923

(注)1.セグメント利益の調整額 955百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 956百万円および
 棚卸資産等の調整額 1百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費
 であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年7月1日至平成29年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	パッケージ ングプラ ント事業	メカトロ ンシステム 事業	農業用設備 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	25,303	13,029	7,870	46,203	-	46,203
セグメント間の内部売上高 又は振替高	525	192	339	1,056	1,056	-
計	25,829	13,221	8,209	47,260	1,056	46,203
セグメント利益	3,603	240	1,075	4,919	1,043	3,875

(注)1.セグメント利益の調整額 1,043百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,021百万円お
 よび棚卸資産等の調整額 22百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般
 管理費であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っております。

2.報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、連結子会社の組織変更に伴い、報告セグメントの区分を変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成したものを記載しておりま
 す。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	81円42銭	103円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,252	2,876
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,252	2,876
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,668	27,668
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	第四回信託型ライツ・プラン 新株予約権 50,000千株	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載
しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成30年2月8日開催の取締役会において、当事業年度の中間配当に関し次のとおり決議しました。

1. 中間配当による配当金の総額.....553百万円
2. 1株当たりの金額.....20円
3. 支払請求の効力発生日および支払開始日.....平成30年3月16日

(注) 平成29年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

澁谷工業株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 向山典佐

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山孝一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている澁谷工業株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていない。